



市政記者クラブ加盟社 各位

児童手当・特例給付に係る手当額の認定誤りについて

児童手当・特例給付について、次のとおり手当額の認定誤りがあったため、その内容についてお知らせします。

1 概要

児童手当の支給額を認定する際の所得額算定の誤りにより、児童手当を過少に支給していた事案が判明したものです。

2 認定誤りの内容

児童手当は、受給者の前年の合計所得額から定められた所得控除額を控除した額により、児童手当または特例給付のいずれかの支給を判定しています。

所得額の算定は児童手当システムにより確認しているが、現行のシステムに移行した平成26年度以降、所得額から控除すべき障害者控除及び特別障害者控除が未控除となっていたため、本来は児童手当（月額1万円または1万5千円/人）と判定するべきところ、特例給付（5千円/人）による支給と判定し、手当額を過少に支給していた受給者がいることが判明したものです。

なお、未控除の事実については、令和3年度に実施した「子育て世帯への臨時特別給付金（18歳未満の児童1人あたり10万円を支給）」に係る受給資格の確認のため、本市の特例給付による受給者の所得額の確認作業の際に判明したものです。

3 認定誤りの件数及び金額

現行の児童手当システムで判定を行った平成26年度以降の全データを確認したところ、4名の受給者に過少支給していたことが判明しました。

No	誤支給年度	本来支給額:①	誤支給額:②	追加支給額:①-②
1	H30	120,000円	60,000円	60,000円
2	H29・H30・R1・R2・R3	560,000円	280,000円	280,000円
3	H31・R2	600,000円	240,000円	360,000円
4	H28	240,000円	120,000円	120,000円
計				820,000円

4 今後の対応と再発防止策

過少支給していた4名の受給者に対して、支給誤りの内容を説明、謝罪し、本来支給額と過年度に支給済の誤支給額の差額について、6月中に追加支給（計820千円）いたします。

児童手当システムについては、令和4年4月に控除漏れの状態について改善しました。今後については、システム保守業者に対して、所得や控除内容の取込み状況の確認を徹底させるとともに、複数の職員による確認作業を徹底いたします。

問合せ先：子ども未来部子ども青少年課
課長 杉田 博信
TEL：019-613-8356